

○揖斐川町観光ツアー補助金交付要綱

令和4年3月23日

告示第31号

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ揖斐川町内への観光客誘致を促進し、地域経済の活性化を図るため、揖斐川町への観光ツアーを実施する旅行事業者に対して、予算の範囲内において揖斐川町観光ツアー補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、揖斐川町補助金等交付規則（平成17年揖斐川町規則第41号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において、旅行事業者とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定により旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録されているものとする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に定める旅行事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

（1） 揖斐川町暴力団排除条例（平成24年揖斐川町条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等

（2） 特定の政治活動又は宗教活動を目的とした団体

（3） その他町長が適当でないと認める団体

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

（1） 揖斐川町内を訪問する観光ツアーであること。

（2） 観光ツアーの実施に当たって、募集告知、企画書面、最終行程表、印刷物又はWebサイトへの掲載を実施する場合は、「協力：揖斐川町」と記載すること。

（3） 特定の政治活動又は宗教活動を目的とした旅行ではないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、観光ツアーの実施に必要な経費とし、その対象は別表のとおりとする。

2 この告示に基づく補助金の交付は、1行程につき1回及び1事業者につき50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、揖斐川町観光ツアー補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 旅行業法の規定により登録されていることが確認できる書類
- (2) ツアーヒーム表（日時、観光施設、食事施設、宿泊施設等が確認できるもの）
- (3) 別表の補助対象であることが確認できる書類（バス運行台数、ツアーパートナー参加人数が確認できる領収明細書等）

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、揖斐川町観光ツアー補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、交付申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 補助金を交付することが適当と認められないときは、揖斐川町観光ツアー補助金不交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、交付決定通知書の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、揖斐川町観光ツアー補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させること

ができる。

- 2 町長は前項の規定により補助金を返還させようとするときは、揖斐川町観光ツアーブラウジング返還通知書（様式第5号。以下「返還通知書」という。）により、当該補助金を返還すべき者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による返還通知書を受理した者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

（監督）

第10条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、交付決定者に対し報告又は職員をして実地に検査を行わせることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月19日告示第53号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の揖斐川町観光ツアーブラウジング返還通知書の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象	補助金額
観光バス1台あたりの運行費用	中型バス（定員29人以下）15,000円／日 大型バス（定員30人以上）30,000円／日
ツアーパートナー1人あたりの食事代	1,000円／日
ツアーパートナー1人あたりの宿泊代	3,000円／泊

※補助対象となる観光バス1台あたりの運行費用は、ツアーパートナー10人以上の場合に限る